

“クーリング・オフ制度”って？

クーリング・オフ制度とは、消費者が契約してしまった後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

◆ 手続きは書面で

はがきに書いて「簡易書留」などで送ります。

クレジット契約の場合は、信販会社へも通知します。

※ はがきをコピーし保管しましょう。

◆ クーリング・オフすると

支払った代金は全額返金され、商品は着払いで返品できます。

◆ クーリング・オフの書き方

記載例

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇会社〇〇営業所

担当者 〇〇〇〇

なお、支払済みの〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

住所

氏名